

山村尚

通告に従い、二つの一般質問を行います。

一つ目は、防犯灯電気料金について、二つ目は、高齢者の移動支援についてです。

まずは、防犯灯電気料金の全額市負担についてです。

平成 28 年の 3 月定例会、9 月定例会で、金剛寺議員、後藤敦志議員から質問されている防犯灯電気料金負担を自治組織負担ではなく、市が負担するべきではないか。ここで言う防犯灯とは、市が電気料金を負担している市街地と市街地、または集落の間などで自転車や歩行者などの一定の通行のある路線に設置されている防犯灯、これを除いたものを差しますが、お二方から質問された当時から 3 年が経過し、現在に至っているわけではあります。私のほうからもこれに関連する質問をさせていただきます。

まず、質問の一つ目です。

今現在、防犯灯電気料金の負担は、各自治組織で行われていますが、これまで存在した自治組織で解散してしまったものは当市内でありますでしょうか。もしそれがあある場合、解散した時期はいつ頃でしょうか。

齊田典祥市民生活部長

現在市内には、179 の住民自治組織がございます。住民自治組織につきましては、区、自治会、町内会など一定の地域の住民によって組織化された自主的な団体であり、生活に係る共通の問題に自ら取り組み、解決し、住みよい地域社会をつくるため様々な活動が行われているところでございます。

ご質問のこれまでに解散に至った住民組織についてでございますが、馴柴地区内の一つの自治会が解散してございます。経緯といたしましては、平成 24 年 9 月初旬に解散に関する相談を受け、自治会側と防犯灯やごみ集積所の管理問題、市からの配布物の受け取りなどについて協議を重ねました。市といたしましても協議の中で自治会の存続をお願いいたしましたが、自治会側の強い意向により、残念ながら 9 月 30 日に解散に至ったというような状況でございます。

山村尚

市内で 1 カ所、しかも、龍ヶ崎市でこれから特に開発に力を入れようとしている市の玄関口、馴柴地区にあるわけですね。

前述の 9 月定例会一般質問での今後の防犯灯のあり方についてでは、二つの意見がありました。

一つ目は、人口も減り自治組織の加入率も減る、こういったことが想定されている中で、永続的に防犯灯を自治組織が維持できるのだろうかという懸念。

二つ目は、電気料金について全額市負担するべきものではないのか、とのご意見。そして、行政側からは、今から三十数年前、昭和 57 年度に施行された防犯灯設置要綱どお

りで、電気料金負担に関する運営方法の変更は考えていないとの答弁で終結しました。
ちなみに、この要綱、電気料金負担に関する内容については、これまで変更がないようです。

自治組織の解散から既に6年以上経過していますが、その間、「当市の市内や近隣地区で忌まわしい事件、事故が数多く発生しています。そして、小学生、中学生の通学路として利用されているこの地区、住民の方から、自治会がなくなって、自治会ありきで運用されている防犯灯が撤去され、存在しない状態が何年も続いています。子どもたちが心配です」とのご相談を受けました。

この状態を行政側ではどのようにお考えでしょうか。ご見解をお聞かせください。

齊田典祥市民生活部長

当市の防犯灯につきましては、龍ヶ崎市防犯灯設置要綱に基づき、区や自治会、町内会などの住民自治組織の代表者の申請により市が設置し、その後の電気料金などの維持管理については、住民自治組織にお願いしているところでございます。

そのような中、中学生の下校をはじめ、先ほど山村議員からございましたお話の中で、いわゆる帰宅の時間ですとか外出において防犯上不安を感じているというようなことでございました。今回質問の中でのその馴染地区につきましては、いわゆる防犯活動も活発な地域でございます。そういったことから、防犯活動されている方々や、またお子様をお持ちの方などを中心に、防犯灯の必要性、または住民自治組織の再結成について地域で話し合っていただきければというふうに考えてございます。

山村尚

この地区が防犯パトロールの巡回の重点地区であることは確認しております。防犯パトロールが登下校する全ての小・中学生を見守ることが出来ますでしょうか。部活動、学校の行事イベント、塾通いなどで遅い時間に帰宅する中学生もいます。子どもたちだけではありません。遅い帰宅時間の働いている方たち、徒歩や自転車の方もいらっしゃいます。また、灯りが全くなくなる夜間、防犯の観点からとても危険な環境です。

前述しました一般質問での発言時に調べていただいた県南地区の電気料金の負担と補助について、当該議事を一部引用しまして、さらに私のほうで調べた結果、

市が一括で契約し、市の全額市負担としているのは、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市の五つの市。

市が住民自治組織へ9割補助が牛久市、7割補助が土浦市、龍ヶ崎市と同じく電気料金全てを自治組織で負担しているのが石岡市。石岡市に住民自治組織が解散した場合の電気料金の負担はどかが担うのか確認したところ、「解散したという実績は現時点ではないが、仮にそうなった場合は、電気料金を市が全額負担する防犯灯に切りかえます」との即答があり、目先だけではなく、先々を考えているんだなという印象を持ちました。

一方、取手市、確認したところ、制度が変わっていました。住民自治組織への全額補助金制度から市契約の市全額負担へと。そして取手市には、解散してしまった住民自治体が一つありました。早目の制度変更が功を奏し、防犯灯に関する市民生活に問題は起きていないとのことでした。

近隣自治体において、その多くが電気料金を行政負担、市負担としている現状、住民自治組織の解散により防犯灯が一部地区から消えてしまっている当市の現状、自治組織への加入・非加入にかかわらず、本来公平に享受されるべき防犯灯の恩恵、当市の目指す方向性の一つでもある安心・安全に暮らせるまちづくり、これらを踏まえ、これまでの運営方法に縛られず、防犯灯電気料金の契約負担制度について、長期的な展開を見据えた上で行政内部でいま一度しっかりご検討いただくことを要望します。

続きまして、高齢者の移動支援についてです。

先日、市内在住の方から、治療で頻繁に市外の病院へ通院しているが、今まで利用していたNPO法人の移送支援事業が縮小となり、代替手段の経済的負担や身体的負担が増えたとの相談を受けました。後日、そのNPO法人の方とその件でお話したところ、有償福祉運送の認可を受け事業を行っていたが、財源や人材で厳しい運営を続けてきた結果、苦渋の決断ではあったが、サービスを縮小せざるを得なくなったとのことでした。

地域包括ケアシステムの構築が求められ、誰もが地域でいつまでも暮らし続けることができる社会づくりが今全国で進められています。その中では、社会参加の機会や社会的役割を持ち続けることで、生きがいや介護予防につなげていくことも大きな目標になっています。しかし一方では、自力では移動・外出が困難な方がたくさんいらっしゃることも事実であり、移動・外出支援のニーズに応える事業がますます必要になっているものと推察されます。

高齢者に向けての生活支援策としては、平成 29 年度から全国で開始されている介護予防日常生活支援総合事業という事業があることを知りました。今回は、この事業の中での移動支援について質問したいと思います。

平成 27 年度に改定された介護保険制度の中では、要支援レベルの訪問介護と通所介護が地域支援事業の介護予防日常生活総合事業として市町村事業に移行されることになり、このうち訪問介護は訪問型サービスとなり、従来の基準のサービスのほか新たに四つの類型が示され、地域の実情に合わせて整備していくこととされました。

そこでお聞きします。

総合事業の訪問型サービスについて、各類型の定義及び現在龍ヶ崎市で実施されている状況を教えてください。

松田浩行健康づくり推進部長

国のガイドラインによると、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業

でサービスを提供していくため、市町村ではサービスを類型化し、それに合わせて基準や単価等を定めるとしており、全国における好事例、多様化するサービスの典型的な例もあわせて紹介されております。

そのうち、訪問型サービスは、要支援者に対する従来の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスとして、従事者要件を緩和し、家事援助等を行う A 型、住民主体の自主活動として生活援助等を行う B 型、退院直後の方などに保健・医療の専門職が短期集中で相談指導を行う C 型、そして、住民主体の B 型に準じて移動支援を行う D 型が示されております。

龍ケ崎では、要支援者に対する従来の訪問介護に相当するものと、生活支援サポーター、いわゆる「かじサポ」という研修の修了者を登録し、龍ケ崎市限定の生活支援従事者として活用できる A 型を整備し、平成 29 年度より事業を開始しております。

山村 尚

現状では A 型が整備され、実施されているということ、理解しました。

次の質問になります。

訪問型サービスの多様なサービスについて、龍ケ崎市は A 型のみ整備している理由を教えてください。

松田 浩行健康づくり推進部長

龍ケ崎市は、総合事業における多様なサービスを検討するに当たり、訪問型サービスにおいては今後、専門資格を有するヘルパー不足などにより支援希望者のニーズを満たせなくなることを想定し、家事援助の担い手育成の必要性を考慮して、A 型の導入を決めたところでございます。

ちなみに、平成 29 年度の調査でございますが、茨城県内の市町村において A 型を実施しているのは 39.5%、B 型 7.9%、C 型 23.7%、そして、D 型を実施しているのは 2.6% でした。

本年 3 月、国から発表された介護予防日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業の実施状況に関する調査研究事業報告書でも、A 型を実施しているのは 47.3%、B 型 13.5%、C 型 21.6%、そして D 型 2.4% となっており、全国的にも A 型の選択が約半数、B 型以降を選択する自治体は少数となっております。

この理由といたしまして、B 型以降を選択する場合、住民活動や専門職の協力が不可欠であり、特に従前から活動等がない場合は、事業発足当初からサービスを導入することが困難となる状況も多く見られます。また、D 型については、必ずしも保険など法的な保護が十分でない中での移動手段となることや、その運営方法、採算、担い手の確保という様々な課題もあり、結果、取り組みについて敬遠されていると思われます。当市におきましては、B 型以降の事業構築についても検討を始めたところであり、今後、地域の実情などに

応じてサービス充実につなげていければと考えております。

山村尚

国が推し進めている地域包括ケアシステムは、市町村が中心となって地域の多様な支える力を集結させ、地域の自主性や主体性に基づきつくり上げていくものであり、介護予防日常生活支援総合事業はその核の一つとなる事業であると理解します。

それでは、次の質問になりますが、近隣で訪問型サービスD型、移動支援を定めている取手市、昨日行われた人口減少対策の一般質問で、質より量を提唱している千葉県流山市についてお聞きしますが、取手市、流山市、そして龍ヶ崎市のそれぞれの高齢化率を教えてください。

松田浩行健康づくり推進部長

平成 31 年 4 月現在の高齢化率でございますが、取手市 33.7%、流山市 23.7%、龍ヶ崎市は 27.9%でございます。

山村尚議員

高齢化率では龍ヶ崎市は流山市と取手市の中間に位置しているということですね。その龍ヶ崎市がなぜこうした移動支援の政策が進まないのか、その理由について教えてください。

松田浩行健康づくり推進部長

移動支援の制度構築に当たり検討すべき要因としては、まず、社会参加のための外出をどこまで事業の範囲として認めるのか。例えば、単に自宅から目的地までの移動のみになるのか、その先の施設内や活動参加時の同行まで含むのかといった課題があり、それに伴う従事者の拘束時間も大きく変化いたします。さらに、事業主体やその従事者の資格の定義、車両確保の方法、事業費の対象経費の範囲などを考慮しつつ、実現に当たっては現在ある公共交通やタクシー等と競合しないような配慮も必要であり、検討には一定の時間を要するものとなっておりますので、ご理解いただければと考えております。

山村尚

課題はあり時間は要するけれども、検討され始めたということで理解しました。コミュニティバスや乗り合いタクシーは市外へ行くことができない、乗りおり時や出先での支援が受けられない、さらに、乗り合いタクシーは目的地が限定され、自由度がない。介護タクシーは、乗りおり時の介助はあっても、一般タクシーより割高、割引チケットの助成はあっても、重度障がいの方のみ、枚数の制限があり、初乗り運賃のみ助成で、サービスは広がりません。

一方、有償福祉運送の現状は、その実施団体の利用者に限定された利用しか認められておりません。

このように、龍ヶ崎市の移動手段には現在も様々な制約があることもご認識いただきたいと思います。個人が移動困難になるには様々な要因が絡み合っており、高齢者、障がい者といった方には一層複雑なものがあると思います。

したがって、移動の支援策を考える際には、より柔軟な多くのバリエーションの検討が必要かと考えます。ぜひともこの総合事業を突破口として、移動サービス事業者の掘り起こし、移動サービス事業者への効果的サポートも含めた事業を検討し、高齢者、障がい者の外出、買い物難民やひきこもりの解消など、移動ニーズへの支援を要望します。